

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	西野中野山地区地区計画			
地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
建築物の用途の制限	建築することができる建築物	建築することができる建築物	建築することができる建築物	建築することができる建築物
	(1) 法別表第2(い)項第1号, 第3号, 第6号, 第8号及び第9号並びに(ろ)項第2号に掲げるもの (2) 住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 幼稚園 (4) 倉庫(倉庫業を営むものを除く。) (5) 令第130条の6に規定する工場(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (6) 地区集会場 (7) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	(1) 法別表第2(い)項第1号, 第3号及び第6号から第8号まで並びに(は)項第4号及び第6号に掲げるもの (2) 住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの (4) 幼稚園 (5) 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの (6) 倉庫(倉庫業を営むものを除く。) (7) 工場(法別表第2(へ)項第2号, (と)項第3号, (ぬ)項第2号及び第3号並びに(る)項第1号に掲げるものを除く。) (8) 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの (9) 地区集会場 (10) 前各号の建築物に附属するもの	(1) 法別表第2(い)項第6号から第8号まで, (は)項第4号及び(に)項第4号に掲げるもの (2) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの (3) 事務所 (4) ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設 (5) 幼稚園 (6) 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの (7) 自動車車庫 (8) 倉庫 (9) 工場(法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く。) (10) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (11) 地区集会場 (12) 前各号の建築物に附属するもの	(1) 路線バスの停留所の上家 (2) 公衆電話所 (3) 公衆便所

地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の土地 (2) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し、又は収益することができる権利を有している連続したすべてのものを150㎡以上ごとに分割して生じた残りのもの (3) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地	——	——	——
	隣地境界線からは0.7m、道路境界線からは1.0m。	隣地境界線からは1.0m、道路境界線からは1.5m。		——
壁面の位置の制限	ただし、次に掲げるもので軒の高さが3.0m以下のものは、この限りでない。 (1) 独立した自動車車庫、物置その他これらに類するもので隣地境界線からは0.5m以上かつ道路境界線からは西野中野山A地区内にあっては1.0m以上、西野中野山B地区内及び西野中野山C地区内にあっては1.5m以上離れているもの (2) 独立した自動車車庫で外壁を有しないもの	——	——	——
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	12mを超えてはならない。	——	——	——
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は生垣(高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものを除く。)とし、隣地境界線に面する垣又は柵は高さ0.5m以下(生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のものを除く。)とする。	——	——	——
	ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)	——	——	——

地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
盛土の高さの制限	0.5m以下。			——
(高さは前面道路からの高さによる)	ただし、築山その他これに類するものは、この限りでない。			——

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。